

就業規則に定められた退職金は賃金

Question 12

Q

会社にちょうど20年在籍しましたが、今月末で退職することになっています。いくら退職金をもらえるのか、自分では分かりません。どうしたらいいのでしょうか。

Answer 12

A

退職金は必ず支給しなければならない義務のある労働条件ではありません。また、支給する場合であっても、どのような条件で、どういう計算で、いくらの中額の退職金を支給するかは、契約で定めるところによります。ですから、労働基準法上は、退職金を定める場合には、①適用される労働者の範囲、②退職金の決定、計算及び支払の方法、③退職金の支払いの時期について、就業規則に定めることとされています。

また、労働者を常時10人以上使用する事業場は、就業規則を作成する義務がありますので、その規定を見れば退職金は計算できます。なお、退職金に関する規定がない場合であっても、慣行によって支給される場合がありますので、その場合は、直接会社に確かめてみましょう。

なお、退職金の支給条件が労働協約、就業規則、労働契約等により明確に定められ、労働者が権利として請求しうる場合には、退職金は労働基準法第11条の「賃金」に該当し、支給しない場合は、労働基準法第24条（賃金の全額払い）に抵触することになります。

